

## 広島県介護サービス事業所向けメーリングリスト利用規約

### 1 目的

広島県介護サービス事業所向けメーリングリスト（以下「サービス」という。）は、広島市、呉市及び福山市を除く広島県内の介護サービス事業所又は介護保険施設（ただし、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所は除く。以下「事業所等」という。）を対象に、迅速かつ効率的に介護保険に係る情報を提供することを目的とします。

### 2 メールの配信元

広島県とします。

### 3 メールの配信先

この利用規約に同意し、配信先メールアドレスを登録した事業所等とします。

### 4 配信するメールの内容

配信するメールの内容は、次のとおりとします。

なお、このサービスは一括配信専用とし、原則として個別の事務連絡の用途には使用しません。

- (1) 本県ホームページの更新情報（広島県版 Q&A 及び指定申請書類の追加掲載等）
- (2) 厚生労働省が各都道府県に送付している介護保険最新情報
- (3) 災害等緊急時の連絡
- (4) その他メールの配信元が特に必要と認めた事項（例：国及び県の通知、研修開催案内等）

### 5 メールアドレスの登録・変更・解除

- (1) このサービスの利用を希望する事業所等は、別途県が定める方法により、配信先メールアドレスを登録してください。
- (2) 登録した内容に変更が生じた場合、事業所等は速やかに変更の手続きを行ってください。
- (3) 登録した事業所等を廃止した場合、事業所等は原則として速やかに登録解除の手続きを行ってください。ただし、同一建物内で複数の事業所等を運営しており、かつそれらの事業所等でメールアドレスを共有している場合は、この限りではありません。

### 6 利用に当たっての注意事項

- (1) メールアドレスは、個人が特定される内容は避けるとともに、事業所ごと（注）に登録してください。

なお、それぞれの事業所等で法人本部のメールアドレス等同一のアドレスを使用している場合は、本県が配信したメールを、配信対象の事業所等に確実に転送するようにしてください。

- (2) PDF ファイル等添付することがあるので、携帯電話は配信先として登録しないでください。
- (3) 登録するメールアドレスは、2MB程度の添付ファイル付きメールを受信できるものとしてください。

- (4) 配信したメールに、厚生労働省や本県等のホームページへのリンクを設定する場合があるため、配信先として登録したPCにおいてHTMLメールを受信できるよう、メールソフトの設定等を行ってください。
- (5) メールを受信するための環境は事業所等において整備し、そのための費用も事業所等において負担するものとします。
- (6) メール配信は、その性質上、ネットワークの混雑状況や利用するプロバイダの負荷状況等に依存するものであり、メール配信の遅延が生じることがあるので、利用に当たっては、メールの本文の内容及び配信時刻を十分に確認した上で利用するようにしてください。

## 7 登録内容の一部又は全部の抹消

次のいずれかに該当する場合、県は、事業所等が登録した内容の一部又は全部を、事業所等にあらかじめ告知することなく抹消することがあります。

- (1) 事業所等が指定又は開設許可の取消を受けた場合において、事業所等が登録解除の手続を行わない場合
- (2) 登録されたメールアドレスが、実際には使用されていない等、無効なものと認められる場合
- (3) 事業所等がこの規約に定める事項に違反した場合
- (4) その他、県がメール配信の円滑な運営に支障があると認める場合

## 8 個人情報の保護

事業所等が登録したメールアドレス及びその他の情報は、このサービスを提供する目的以外には使用しません。ただし、災害等緊急時の連絡や介護保険事業者の指導権限が県から移譲された場合等における国等公的機関又は市町等への情報の提供は除きます。(この場合、メールの配信元が、国等公的機関又は市町等となります。)

## 9 免責事項

- (1) 県は、このサービスから得た情報を利用することによって直接的又は間接的に被ったいかなる損害に対して責任を負いません。
- (2) 県は、事業所等に対する各種通知等のすべてをこのサービスにより配信することを保証するものではありません。

(注) 6の(1)の「事業所ごと」について、法人等で複数の事業所等があり、それらの事業所等でそれぞれ異なるメールアドレスを利用している場合は、各事業所等で登録が必要となりますので、ご注意ください。

附則 この規約は、平成26年4月1日から適用します。

附則 この規約は、平成27年4月1日から適用します。(一部改正)

附則 この規約は、平成28年7月1日から適用します。(一部改正)

附則 この規約は、平成30年7月2日から適用します。(一部改正)